



事情があつて保険料が納められないこともあるかも知れません。そんな時、未納のまま放っておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金も受けられない場合があります。

特例制度や免除制度などを利用してれば、若い皆さんに最も関係のある障害基礎年金も保障されます。納付に困ったら、まずは市の年金窓口や社会保険事務所にご相談ください。

● 「免除」「学生納付特例」「若年者納付猶予」「未納」の違い

| | 老齢基礎年金を受けるための資格期間に | 受け取る老齢基礎年金額は | 障害（遺族）基礎年金を受けるための資格期間に | 納める国民年金保険料（円） |
|---------|--------------------|------------------|------------------------|---------------|
| 全額免除 | 入ります | 全額納めた場合の1/3として計算 | 入ります | 0 |
| 3/4免除 | 入ります | 全額納めた場合の1/2として計算 | 入ります | 3,600 |
| 1/2免除 | 入ります | 全額納めた場合の2/3として計算 | 入ります | 7,210 |
| 1/4免除 | 入ります | 全額納めた場合の5/6として計算 | 入ります | 10,810 |
| 学生納付特例 | 入ります | 年金額に反映しません | 入ります | 0 |
| 若年者納付猶予 | 入ります | 年金額に反映しません | 入ります | 0 |
| 未納 | 入りません | 年金額に反映しません | 入りません | 14,410 |

☆免除や納付猶予期間は、年金額の計算時に反映されなかったり、減額の対象となりますが、10年以内であれば保険料をさかのぼって納付（追納）することができます。

ただし、3年目からは追納する保険料には加算額がつきますので、早めに納付して下さい。

○追納する場合の納付書は、社会保険事務所に各自再発行の依頼して下さい。

久留米社会保険事務所：☎ 33-6206

若年者納付猶予制度

20歳代の人で所得は少ないが、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、保険料免除対象とはなりません。

この「若年者納付猶予制度」では、30歳未満の人で本人および本人の配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料が猶予されます。

● 若年者納付猶予制度の対象となる所得の目安

| | 平成20年度基準 |
|--------------|----------|
| 配偶者・子ども2人を扶養 | 162万円 |
| 配偶者のみ扶養 | 92万円 |
| 扶養なし | 57万円 |

特別障害給付金制度について

この制度は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して、福祉的措置を講じる観点から給付金の支給を行う制度です。

特別障害給付金制度の対象者は、

- ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった、厚生年金等に加入していた人の配偶者であつて、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1,2級相当の障害の状態にある人です。

特別障害給付金制度についての問い合わせ先は、

○久留米社会保険事務所 ☎ 33-6197

○市役所国保年金課年金担当 ☎ 72-2111 内線423

国民年金保険料の納付が困難なときは免除制度の手続きを！

免除申請の対象になる人は

本人、本人の配偶者、世帯主の3人全員が次の項目に該当することが必要です。

- ① 前年所得が少ない人
前年所得が定められた基準以下に該当することが必要です。
下の表を参考にしてください。
- ② 失業等で保険料を納付することが困難な人
前年所得があっても、現在失業中である人
- ③ 障害者または寡婦で、前年所得が125万円以下の人

● 免除となる所得のめやす

| 世帯員数 | 全額免除 若年者猶予 | 4分の3 免除 | 半額免除 | 4分の1 免除 |
|-------------------------------------|---------------|------------|-----------|------------|
| 標準4人世帯 (夫婦子ども2人/子の1人は16歳以上23歳未満) | 万円 162 | 万円 217 | 万円 257 | 万円 297 |
| 2人(夫婦のみ) | 92 | 116 | 156 | 196 |
| 1人(単身世帯) | 57 | 78 | 118 | 158 |

免除手続きについて



なお、免除の継続審査希望者で承認された人は、手続きは不要です。

次の人は継続が適用されないため、平成20年7月以降に免除手続きを再度お願いします。

- ア、失業等の理由により全額免除または納付猶予された人
- イ、半額免除・4分の3免除・4分の1免除に承認された人
- ウ、免除が却下された人

手続きは簡単！

➡ 市役所で免除申請書に必要事項を記入するだけで済みます。

◎ 手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑（本人署名の場合は不要）
- ③ 今年転入された人は、前住所地からの前年の所得証明
- ④ 失業などを理由とする場合は次のいずれか
 - ア、雇用保険被保険者離職票の写し
 - イ、雇用保険受給資格者証の写し
 - ウ、離職者支援資金の貸付を受けた場合は、貸付決定通知書の写し

※問い合わせ先 市役所国保年金課年金担当 ☎ 72-2111 内線 423